

## 「おとふけ生きいきプラン21（素案）」の概要

### 計画策定の趣旨

音更町では、平成12年4月からの介護保険制度の導入に伴い、的確かつ十分な介護保険サービスを効率的に提供するための体制づくりが必要になったことから、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的のものとして「おとふけ生きいきプラン21」（以下「計画」といいます。）を策定しており、今回が第5期の計画となります。

おとふけ生きいき プラン21	音更町高齢者保健福祉計画	音更町が取り組むべき高齢者施策を明らかにするもの
	音更町介護保険事業計画	介護保険制度の円滑な運営を計画的に実現するために定めるもの

### 性格と位置づけ

計画は、21世紀の本格的な高齢社会に対応した保健・医療・福祉・介護の施策を総合的に推進していくための指針であり、「第5期音更町総合計画」の部分計画として位置づけられ、今後3年間に取り組む施策、事業、目標量等を具体的に示すものです。

### 計画期間

現行の第4期計画は平成21年度から平成23年度までの3年間で策定しており、第5期計画においては、平成24年度から平成26年度までの3年間で策定します。

年度	計画の期間・見直しの時期	保険料期
H12 H13 H14	第1期 H11年度策定・H14年度見直し	第1期
H15 H16 H17	第2期 H14年度策定・H17年度見直し	第2期
H18 H19 H20	第3期 H17年度策定・H20年度見直し	第3期
H21 H22 H23	第4期 H20年度策定・H23年度見直し	第4期
H24 H25 H26	第5期 H23年度策定・H26年度見直し	第5期

## 基本方針

### 基本理念

この計画は、高齢者が「健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちづくり」を目指し、「人間性の尊重」と「自立・共生・連帯」を基本理念として推進します。

### 基本目標

この計画の基本理念を実現するため、5つの基本目標を設定します。

- ①健康で生きいきと暮らせるまちづくり
- ②生きがいのある充実した暮らしができるまちづくり
- ③快適に暮らせるまちづくり
- ④ふれあいのあるまちづくり
- ⑤安心して暮らせるまちづくり

### 重点施策

この計画において、重点的に取り組む施策は、次のとおりです。

- ①介護予防の推進
- ②認知症高齢者支援対策の推進
- ③地域生活支援体制（地域ケア体制）の整備
- ④高齢者の積極的な社会参加
- ⑤高齢者の権利擁護
- ⑥介護サービス基盤の整備

## 高齢者保健福祉計画の主な変更点

第4期計画からの主な変更（すでに実施している事業もあります。）は、次のとおりです。

### 健康の保持・増進

高齢者肺炎球菌ワクチン接種の実施	肺炎球菌による肺炎の発病や重症化を予防するため、予防接種を実施します（平成22年度新規実施）。
------------------	---

### 居住環境の整備

やさしい住宅改修費補助	高齢化社会において誰もが安全で安心して暮らせる住宅を確保するため、段差解消、手すりの設置等（介護保険法や障害者自立支援法などで支給を受けることができる工事を除きます。）の住宅改修費用の一部を補助します（平成23年度新規実施）。
-------------	---

### 地域福祉活動の推進

共生型事業	高齢者、障がい者、子どもなどが共に交流できるスペースを整備し、地域における「支え合い」の拠点づくりを推進します（平成22年度新規実施）。
-------	--

**在宅サービスの実施**

<p>特定高齢者（二次予防事業対象者）の把握・管理</p>	<p>特定高齢者（要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にある65歳以上の方をいいます。）を、基本チェックリストの対象者全戸配布や保健・福祉・医療等の関係部局との連携により把握し、介護予防事業に結びつけます（平成23年度把握方法の変更）。</p>																				
<p>通所型介護予防教室「すまいる」</p>	<p>「寄り合い所」と「生きがいデイサービス」とを統合し、新たな介護予防事業を実施します。 生活機能低下が認められる特定高齢者や閉じこもりのため支援が必要と認められる高齢者に対し、介護予防プログラム（筋力アップ・口腔機能向上・閉じこもりや認知症予防等）を実施し、生活機能の維持・向上を図り、要介護状態への進行を予防します（平成24年度統合。新規実施）。</p>																				
<p>小規模多機能型居宅介護</p>	<p>「通い」を中心に、要介護者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで在宅生活の継続を支援します。現在、町内にある1事業所（定員25人、通いサービス利用定員15人、宿泊サービス利用定員6人）に加え、第5期計画の前倒しとして、平成24年3月に1事業所（定員25人、通いサービス利用定員15人、宿泊サービス利用定員6人）の整備を図ります。</p>																				
<p>認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）</p>	<p>認知症高齢者を5～9人定員の共同生活住居で、家庭的な雰囲気の中で介護を行い、認知症の進行を緩和します。現在、町内にある5か所（9ユニット）に加え、平成25年度・26年度にそれぞれ1か所（2ユニット）づつの整備を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="491 1093 1401 1391"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>5か所</td> <td>5か所</td> <td>6か所</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>ユニット数</td> <td>9ユニット</td> <td>9ユニット</td> <td>11ユニット</td> <td>13ユニット</td> </tr> <tr> <td>総定員</td> <td>81人</td> <td>81人</td> <td>99人</td> <td>117人</td> </tr> </tbody> </table>		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	施設数	5か所	5か所	6か所	7か所	ユニット数	9ユニット	9ユニット	11ユニット	13ユニット	総定員	81人	81人	99人	117人
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																	
施設数	5か所	5か所	6か所	7か所																	
ユニット数	9ユニット	9ユニット	11ユニット	13ユニット																	
総定員	81人	81人	99人	117人																	
<p>地域密着型老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）</p>	<p>要介護者が入所し、日常生活の支援や機能訓練等を受けます。第5期計画の前倒しとして、平成24年3月に1事業所（定員29人）の整備を図ります。</p>																				
<p>地域見守りネットワークの確立</p>	<p>高齢者が安心して暮らせるように、高齢者の孤独死や高齢者虐待の防止、権利擁護、認知症高齢者の支援等、地域住民・関係機関が連携して地域全体で高齢者を支えるネットワークを構築します。 ①SOSネットワーク ②虐待防止ネットワーク なお、現在実施している「権利擁護、孤独死防止ネットワーク」は、「地域見守りネットワーク」に統合します（平成24年度統合。新規実施）。</p>																				
<p>救急医療情報キットの配布</p>	<p>病気や災害時に、迅速に救急医療活動が受けられるよう、ひとり暮らしの高齢者や障がい者に「救急医療情報キット」を配布し、適切な救急医療活動のために活用します（平成22年度新規実施）。</p>																				

## 総合ケアシステムの確立

地域包括支援センターの活用促進	在宅介護の相談や各種保健、福祉、介護サービスの利用等に関する地域の身近な対応窓口として地域包括支援センターの周知を図り、活用を促進します。なお、まちかど相談所については、平成23年度に廃止されました。
組織活動の推進	町、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護サービス事業所等で構成する地域ケア会議を設置し、保健、福祉、介護サービスの総合的な調整を図るとともに、効果的なサービスの利用を促進します（平成24年度一部見直し）。

## 介護保険法等の改正

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めるため、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等が改正されました。

- ①医療と介護の連携の強化
- ②介護人材の確保とサービスの質の向上
- ③高齢者の住まいの整備等
- ④認知症対策の推進
- ⑤保険者による主体的な取組の推進
- ⑥保険料の上昇の緩和

## 音更町の要介護者の推計

平成23年度までの要介護（要支援）認定者数、認定率の推移などから、認定者数を次のとおり推計します（各年9月末現在）。

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
要 支 援	403人	429人	442人	457人
要 介 護	1,359人	1,402人	1,451人	1,503人
計	1,762人	1,831人	1,893人	1,960人

## 介護サービス給付費の推計

要介護（要支援）認定者数の増による介護サービス利用者数の増加が見込まれることから、在宅サービス利用者の増、地域密着型特別養護老人ホームや認知症グループホームの整備、介護報酬の引上げなどの要因を見込んで算出した結果、第5期計画の給付費の総額は、第4期計画に比べて12億5,600万円ほどの増加が見込まれます。

区 分	第4期計画（H21～23年度）		第5期計画（H24～26年度）	
	保険給付費(百万円)	構成比	保険給付費(百万円)	構成比
居宅サービス費等	2,780	37.7%	3,363	39.0%
居宅サービス費	2,417	32.8%	2,968	34.4%
介護予防サービス費	363	4.9%	395	4.6%
地域密着型サービス	922	12.5%	1,470	17.0%
施設サービス	3,188	43.2%	3,215	37.2%
特定入所者介護サービス費等	364	4.9%	396	4.6%
その他	123	1.7%	189	2.2%
計	7,377	100.0%	8,633	100.0%

なお、主な利用者数の推計は、次のとおりです。

区 分	H23年度	H26年度	増減比
居宅サービス等	928人	1,019人	109.8%
認知症グループホーム	83人	119人	143.4%
地域密着型特別養護老人ホーム	H24年3月開設予定	29人	
施設サービス	321人	339人	105.6%

### 介護保険料の設定の概要

介護保険の費用負担割合は、介護給付・予防給付の費用の50%が公費、50%が保険料負担となり、第5期計画における保険料負担50%の内訳は、65歳以上の第1号被保険者分が21%、40歳以上65歳未満の第2号被保険者分が29%となります。

また、介護保険料は、低所得者等に配慮して負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階的に設定します。

なお、第5期計画における介護保険料の設定に係る改正点は、次のとおりです。

- ①基準所得金額（第6段階と第7段階の区分）の引下げ 190万円（現行200万円）
- ②保険料負担率

計画期間 負担率	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	H12～14年度	H15～17年度	H18～20年度	H21～23年度	H24～26年度
第1号被保険者	17%	18%	19%	20%	21%
第2号被保険者	33%	32%	31%	30%	29%

#### ③新3段階の導入

音更町では、低所得者の保険料負担の軽減を図るため、第4期計画から保険料段階の区分を増やし、全体で8段階の保険料率を設定していますが、さらなる低所得者に対する軽減措置として、第4期計画で導入した新4段階に加え、新3段階を導入することとし、第5期計画における所得段階を8段階（実質10段階）とします。

対象者		第4期 (H21～H23)		第5期 (H24～H26)	
本人の属する世帯員の状況	本人の状況	所得段階	基準額に対する割合	所得段階	基準額に対する割合
世帯員全員が非課税の方	高齢福祉年金受給者の方	第1段階	基準額 × 0.50	第1段階	基準額 × 0.50
	生活保護受給者の方	第2段階	基準額 × 0.50	第2段階	基準額 × 0.50
	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	第3段階	基準額 × 0.75	第3段階 ①	基準額 × 0.65
世帯員に課税者がいる方	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	第4段階 ①	基準額 × 0.90	第4段階 ①	基準額 × 0.90
	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	第4段階 ②	基準額 × 1.00	第4段階 ②	基準額 × 1.00
本人が課税の方	合計所得金額が125万円未満の方	第5段階	基準額 × 1.15	第5段階	基準額 × 1.15
	合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	第6段階	基準額 × 1.25	第6段階	基準額 × 1.25
	合計所得金額が190万円以上200万円未満の方			第7段階	基準額 × 1.50
	合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	第7段階	基準額 × 1.50		
	合計所得金額が500万円以上の方	第8段階	基準額 × 1.75	第8段階	基準額 × 1.75

※年間負担額＝基準額に対する割合×基準月額保険料×12ヶ月

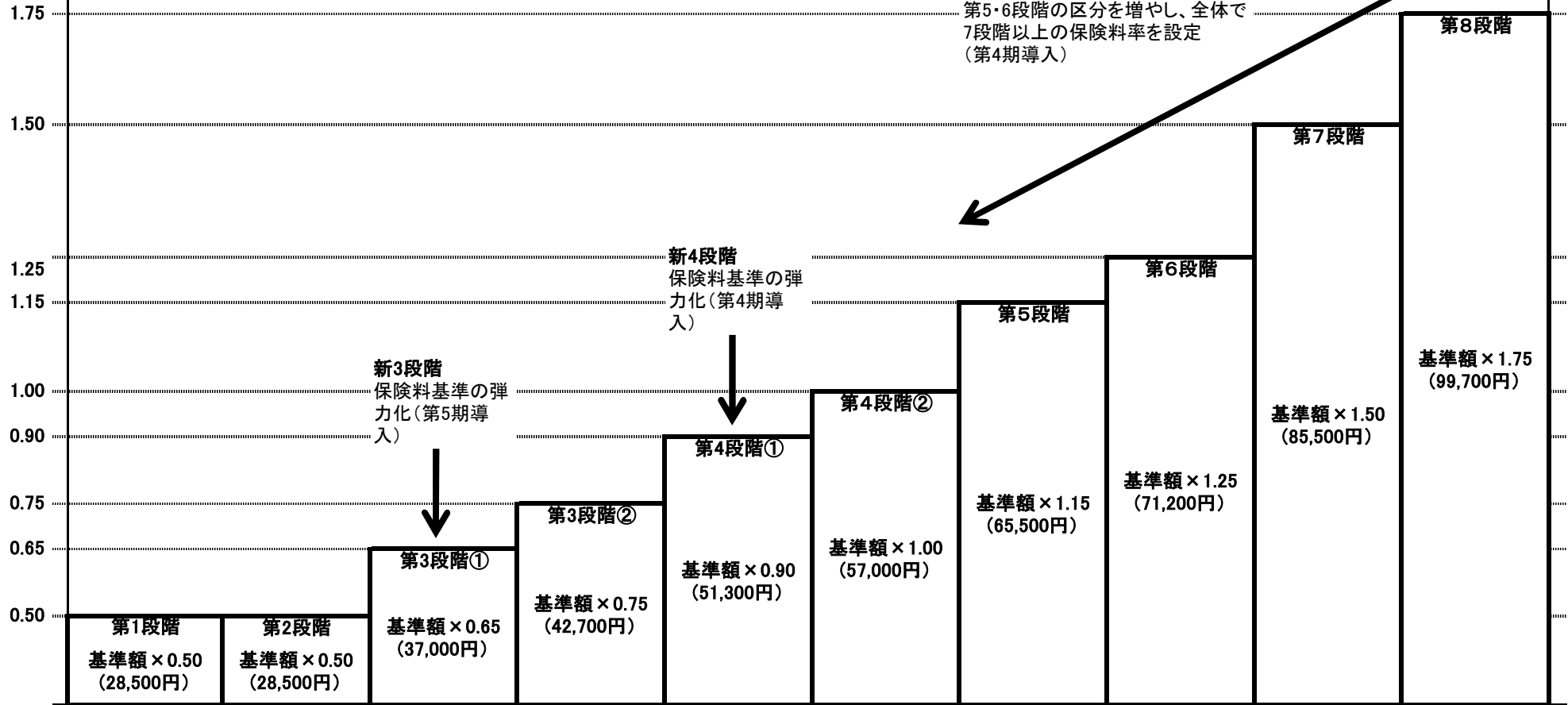
### 介護保険料（基準月額保険料）の推移

高齢化の進行により、介護給付費は大きく伸びることが予想されることから、北海道の財政安定化基金と町の介護保険基金を活用し、保険料の大幅な上昇を抑制します。

	第1期 H12～14年度	第2期 H15～17年度	第3期 H18～20年度	第4期 H21～23年度	第5期 H24～26年度
音更町	2,800円	3,400円	3,600円	3,900円	4,750円
国の平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	5,000円程度

## 第5期介護保険料の所得段階別負担割合

基準額に対する比率



生活保 護受給 者	市町村 民税世 帯非課 税で老 齢福祉 年金受 給者	市町村民税世帯非課税			世帯の誰かに市町村民税が課税さ れているが本人は市町村民税非課 税		本人が市町村民税課税			
		課税年金収入額 + 合計所得金額 の合計額が80万 円以下の方	課税年金収入額 + 合計所得金額 の合計額が80万 円超120万円以 下の方	課税年金収入額 + 合計所得金額 の合計額が120 万円超の方	課税年金収入額 + 合計所得金額 の合計額が80万 円以下の方	課税年金収入額 + 合計所得金額 の合計額が80万 円超の方	合計所得金額が 125万円未満の 方	合計所得金額が 125万円以上※ 190万円未満の 方	合計所得金額が ※190万円以上 500万円未満の 方	合計所得金額が 500万円以上の 方

※基準所得金額(第6段階と第7段階の区分)が200万円から190万円に引き下げられました。